

教 育 委 員 会 定 例 会 議 録

1 日 時

令和3年 1月14日(木)
開会 9時30分
閉会 9時47分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 木平芳定教育長、森脇健夫委員、大森達也委員、黒田美和委員、
北野誕生委員
欠席委員 なし

4 出席職員

教育長 木平芳定(再掲)、副教育長 宮路正弘
次長(教職員担当) 山本健次、次長(学校教育担当) 諸岡伸、
次長(育成支援・社会教育担当) 中野敦子、次長(研修担当) 吉村元宏
教育総務課 課長 伊藤美智子、班長兼企画員 森将和
学校経理・施設課 課長 太田和恵、主査 岡田鉄也
高校教育課 課長 井上珠美、班長 河合貞志、充指導主事 脇本慎太郎
保健体育課 課長 嶋田和彦、主幹兼係長 横山勝規

5 議案件名及び採択の結果

議案第45号 三重県立学校体育施設の使用に関する規則の
一部を改正する規則案

審議結果

原案可決

6 報告題件名

報告 1 令和2年度職場体験等受入事業所三重県教育委員会感謝状及び特別感謝状贈呈について
報告 2 自動車事故による損害賠償に係る専決処分について

7 審議の概要

・開会宣言

木平芳定教育長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

5名中5名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

・ **前回審議事項（12月21日開催）の審議結果の確認**

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・ **議事録署名者の指名**

北野委員を指名し、指名を了承する。

・ **会議の公開・非公開の別及び進行の確認**

会議の進行は、公開の議案45号を審議した後、公開の報告1の報告を受け、非公開の報告2の報告を受けることを決定する。

・ **審議事項**

議案第45号 三重県立学校体育施設の使用に関する規則の一部を改正する規則案

(公開)

(嶋田保健体育課長説明)

議案第45号 三重県立学校体育施設の使用に関する規則の一部を改正する規則案
三重県立学校体育施設の使用に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。令和3年1月14日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

三重県立学校体育施設の使用に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

5ページの三重県教育委員会会議規則の一部を改正する規則案要綱をご覧ください。

「1 改正理由」といたしまして、体育施設使用（変更）許可申請書、体育施設使用（変更）許可書の様式にかかる規則の改正を行うものである。

「2 改正内容」としまして、三重県立学校体育施設の使用に関する規則の体育施設使用（変更）許可申請書に減免申請の欄を追加する。また、体育施設使用（変更）許可書の使用料について、1時間あたりの使用料に変更する。

「3 施行期日」は、公布の日から施行するとさせていただきます。

1ページをご覧ください。1ページに第1号様式及び第2号様式を次のように改めることとさせていただきます。

4ページには、附則の2において、既に変更前の様式で提出された申請書については、改めて新様式で提出する必要はないことを謳っております。

それでは、変更した2点についてご説明させていただきます。2ページの体育施設使用（変更）許可申請書から説明をさせていただきます。

ここについては、先ほど申し上げましたように減免申請の欄がございますが、これを追加したものでございます。これまで体育施設使用料減免申立書というものを別途、出していたことがございましたが、この欄を追加したことで、その提出の必要がなくなります。申請のたびに学校の事務職員が、申請された方にいろんなこと

を確認する必要がなくなるというようなことであるとか、申請の手続きが簡易になるというようなことが挙げられます。

それから3ページの体育施設使用(変更)許可書ですが、ここにあります1時間あたりの使用料というのが、これまでは使用料という欄になっておりました。これにつきましては、使用料という形で許可の段階でひと月分まとめて許可書発行のときに記載をしておりました。

ただ、その形ですと、利用時間の変更があった場合等に、合計金額が変わってまいります、その分、学校事務に負担をかけたというところがありましたが、それがなくなるということや、計算を間違えるというリスクも軽減できるということで、このような形にさせていただきたいということでございます。

説明は、以上でございます。

【質疑】

教育長

議案第45号は、いかがでしょうか。

【採決】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

・審議事項

報告1 令和2年度職場体験等受入事業所三重県教育委員会感謝状及び特別感謝状贈呈について (公開)

(井上高校教育課長説明)

報告1 令和2年度職場体験等受入事業所三重県教育委員会感謝状及び特別感謝状贈呈について

令和2年度職場体験等受入事業所三重県教育委員会感謝状及び特別感謝状贈呈について、別紙のとおり報告する。令和3年1月14日提出 三重県教育委員会事務局 高校教育課長

資料の1ページをご覧ください。「1 趣旨・目的」についてですが、この制度は、職場体験やインターンシップ等により、児童生徒の勤労観・職業観の育成や学習意欲の向上に顕著な功績を上げた事業所に対し、感謝状及び特別感謝状を贈呈し、感謝の意を伝えるとともに、その功績を広く県民に周知することにより、キャリア教育を推進することを目的としています。

次に、「2 制度の概要」の(1)をご覧ください。感謝状については、連続して5年以上インターンシップを受け入れるなど、キャリア教育の推進に協力していただいている事業所に対して、「職場体験・インターンシップ等」部門と、「デュアルシステム」部門に分けて贈呈しています。

今年度は新型コロナウイルス感染症の影響のため、中止及び縮小など、予定どおりの実施が困難であったことに配慮し、受け入れができなかった場合でも、今年度を除き基準を満たせば、贈呈基準を満たしたとしております。

今年度の感謝状の贈呈については、「職場体験・インターンシップ等」部門の10事業所、デュアルシステム部門の2事業所の合計12事業所に行います。

贈呈事業者は、2ページのとおりで、学校への支援内容等は、4ページから6ページに記載してあります。

1ページに戻っていただきまして、「2 制度の概要」の(2)をご覧ください。特別感謝状は、感謝状の贈呈を受けて以降、連続10年にわたってインターンシップを受け入れるなどの要件を満たした事業所に対し、平成28年度から贈呈しています。

特別感謝状についても、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響に配慮して、9年間のインターンシップ等の受け入れ実績で贈呈基準を満たしたと見なすこととし、要件を満たす4事業所に対して、特別感謝状及び記念品を贈呈します。

贈呈事業所は、3ページのとおりです。

なお、記念品については、県内の工業学科、伊賀白鳳高等学校と伊勢工業高等学校の生徒が、記念盾を製作します。

次に、「5 感謝状贈呈式」をご覧ください。感謝状贈呈式は、2月16日に開催するキャリア教育フォーラムにおいて行い、教育長から感謝状を贈呈します。

なお、(5)に記しましたが、実施形態につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が懸念されることにより、受賞者についても、オンライン形式での開催を視野に入れ、検討を進めています。

報告は、以上でございます。

【質疑】

教育長

報告1は、いかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告2 自動車事故による損害賠償に係る専決処分について (非公開)

太田学校経理・施設課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・閉会宣言